

帝政末期ロシアのシベリア移住政策（1881～1904）

青木恭子

はじめに

19世紀末から20世紀初頭にかけて、ロシア農村は岐路に立たされていた。農村人口の増加によって「土地不足」が悪化し、工業化に伴う産業構造の変化に巻き込まれ、少なからぬ農民が、それ以前の生活スタイルのままでは、世帯経営を維持できなくなりつつあった。

土地が肥沃ではない中央工業地域からの都市出稼ぎも、人口の多い中央農業地域から辺境地域への農民移住も、農奴制の時代から見られる現象だった。それが、それまで出稼ぎのほとんど見られなかつた地域からも出稼ぎに行き、移住者がほとんどいなかつた地域からもシベリアへ移住するようになったのは、1890年代以降のことである。しかも両者とも急激に増加している¹⁾。このことは、まさにその頃、農民の置かれていた状況が厳しさを増し、農業問題が深刻化していたことを、如実に物語っていると言えよう。

帝政末期のロシアにおけるシベリア移住は、その当時の最も大きな社会問題の一つである「農業問題」全体から考えなければならない。一方では、農業危機がシベリア移住の急増をもたらした原因とみなされ、他方では、シベリア移住は農業問題の有効な解決手段であるとも考えられてきた。まさにそのために、政府はある時期から、シベリア移住を支援する政策をとるようになったのである。

その場合の移住支援策とは、同時に、政府が許可を出すことによる移住統制策でもあった。その背後には、政府の許可を得ずに非合法的に移住する「無許可移住者」が常に存在していた。そのため、移住政策には「許可移住者への支援」と「無許可移住の阻止」の二つの側面があった。それが、帝政ロシア政府の移住政策を複雑なものにしていった。

本稿では、ストルイピン改革が始まる直前までの移住政策を扱う。まず第1章では、移住政策全体を概観し、その際に従来の研究による成果についても言及する。第2章では、移住統制策が確立する1880年代を扱い、第3章では、1890年代以降、政府の統制策が予期せぬ現実に直面し、数々の手直しを余儀なくされる過程を追う。第4章で、20世紀初頭の移住政策転換について取り上げる。

ロシア政府が、移住政策も含めた農業政策全体を転換せざるを得なくなり、ストルイピン改革によって、「伝統的な土地政策に別れを告げ、共同体の解体策（私有化）の第一歩を踏み出した」²⁾ことで、シベリア移住はそれまでにない勢いで急増した。その陰には、四半世紀に及

ぶ移住政策の試行錯誤の歴史が存在しているのである。

1 移住政策の概要

ロシア人によるシベリア移住・植民が本格的に始まるのは16世紀後半のことである。当初は、強制的に農民を移住させる政策も試みられたがうまくいかず、その後は、農民の自由意志による移住に対する、政府の優遇政策（土地の提供、支度金や必要物資の提供、貸付、一定期間の免税など）が主流になった。しかし、当時のロシアは近世農奴制の成立期であり、植民奨励政策は領主農民の土地緊縛政策と矛盾するものだった。そのため、政府の支援を受けて移住できたのは国有地農民に限られた。しかも国有地の多い北ロシアからの移住が主流だった³⁾。

中央部ロシアの人口稠密地域から辺境地域への、国有地農民の自由移住奨励策が始まるのは、1837年のキセリヨフ改革以後のことである⁴⁾。この頃には既に「土地不足」が移住の十分な理由であると認められるなど、のちの移住政策に通じる政府の方針が示されていた⁵⁾。ただし、主な移住先はまだシベリアではなく、ヨーロッパ・ロシア南部および南東部の県、すなわちヴォロネジ、タンボフ、ハリコフ、サラトフ、サマーラ、オレンブルグ、ウファ、アストラハン、そして北カフカス地方などであった⁶⁾。それに対して領主農民（農奴）の場合は、その所有者である領主の意志に従って移住するか、あるいは「逃亡」するしかなかった⁷⁾。

国有地農民以外にも合法的な自由移住の道が開かれたのは、1861年農奴解放以後のことである。ただし、農奴解放令の中に農民移住に関する規程が定められていたわけではなく、それどころか、解放された元領主農民たちに、移動の自由を直ちに全面的に保証するものでもなかつた⁸⁾。分与地を与えられた元領主農民は、少なくとも解放後9年間は分与地の売却もできず、「共同体から抜けられるのは、地主の合意が得られた場合だけ」⁹⁾ ということもあって、農奴解放直後の時期は、農奴制期と同様、国有地農民が移住者の中心だった。「農民改革後最初の20年間は、植民的要素をもつ移住に対する政府の姿勢が、受動的で否定的でさえある時期として、移住史に記される」¹⁰⁾。

やがて1870年代中頃以降、中央農業地域や小ロシア（左岸ウクライナ地域）から辺境地域への自由移住が顕著な現象となり、知識人や政府関係者の関心を集めようになる¹¹⁾。その同じ頃から「土地不足」が社会問題になりはじめるのは、決して偶然の一一致ではない。農民たちは「土地不足」を主観的に感じたからこそ、住み慣れた故郷を離れて移住する道を選ぶのである。そしてこの「土地不足」がより深刻な地域、すなわち中央黒土地帯の地方行政当局を中心に、移住を「土地不足」解消の切り札と期待する考え方方が生まれたのは無理のないことであろう。「中・南部ロシアの貴族会議、ゼムストヴォ、そして県知事たちは、移住を調整する何らかの措置をとること、すなわち移住を必要とする者が新しい土地へ移るための条件と方法を容易にすることについて、政府に対して強く懇願するようになった」¹²⁾。そこから、農奴解放後

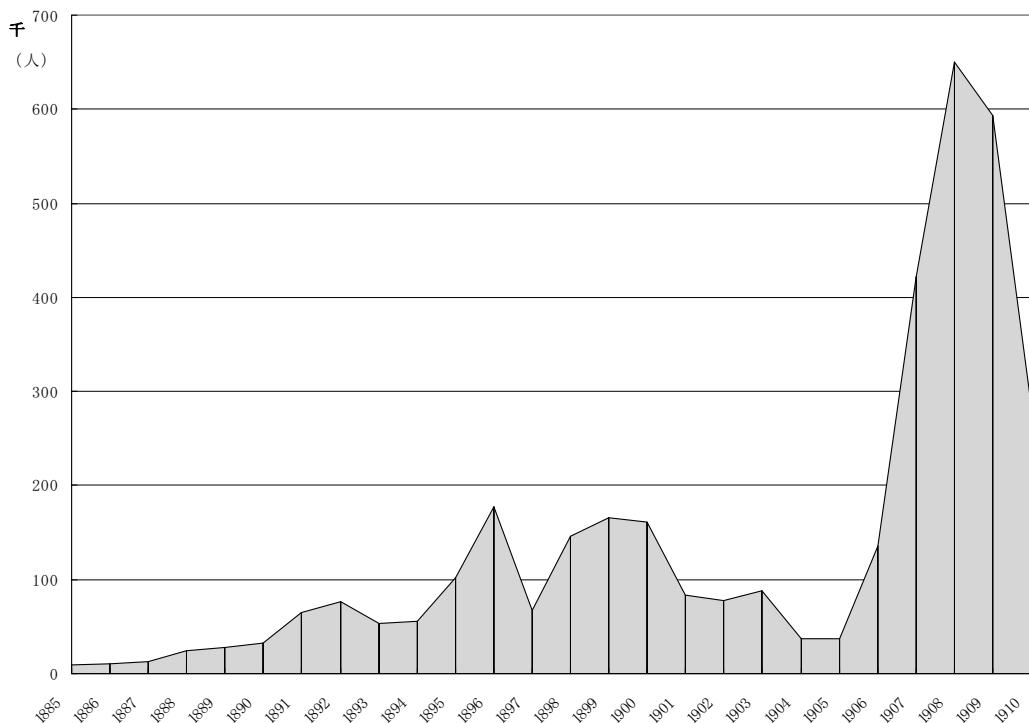
帝政末期ロシアのシベリア移住政策（1881～1904）

ロシアの新たな移住政策が始まった。

19世紀後半から20世紀初頭までの移住政策は、大きな流れとしては「禁止から許可を経て奨励策へ」¹³⁾ 変化している。1881年の臨時規則以降、基本的には統制を前提とした移住支援策がすすめられ、正式な許可を得た移住者には様々な物質的支援が与えられてきたのであるが、その一方で1890年代には、移住者の急激な増加を抑制し、無許可移住を「撲滅」するため、数度にわたって移住制限措置も併せてとられている。そして最終的に1904年6月6日の法令によって「移住奨励策」に転換し、日露戦争終結後の1906年には、3月10日付の新たな移住法、および11月9日に始まるストリイピン農業改革における土地整理事業の影響もあって、シベリア移住はこれまでにない規模で急増を始めるのである（グラフ1参照）。

このようなツァーリ政府の移住政策に対して、ソヴィエト史学の評価は厳しい。例えば E. M. ブルスニーキンは「『反改革期』の専制政府による農奴制的な性格を持つ移住政策は、農民が大挙してシベリアへ逃げてしまうのではないかという恐怖を抱いて暮らす地主貴族の秘められた願いを、もっとも完全な形で表している」¹⁴⁾ と評し、B. V. チーホノフは、1890年代半

グラフ1 シベリア移住者数の変遷（1885～1910）



Ямзин И.Л. Переселенческое движение в России с момента освобождения крестьян Киев, 1912. С. 12-13 より作成。

ばの移住制限措置を「ツアリーズムの移住政策の失敗」¹⁵⁾ と言い切る。そして移住者に対する援助についても、P.P.ヴィベは「貸付金の微々たる額や、その交付の引き延ばしが、ある程度は移住者の引き返しを招く原因の一つとなった。(中略) 資本主義時代の貸付事業のやり方は、移住農民の幅広い層の利益に応えるものではなかった」¹⁶⁾、「不満足な貸付事業が、大多数の移住者の入植に成功する可能性を低下させることをもたらした」¹⁷⁾と述べて、その意義を否定的にとらえている。

ただし、「ソヴィエト史学では、レーニンに従って、革命前の移住組織化システム全体がもっぱら否定的に評価されていた」¹⁸⁾ 事実も忘れてはならない。V. G. チュカフキンは近年、L.F. スクリヤーロフの『ストルイピン農業改革期シベリアにおける移住と土地整理』(1962年)¹⁹⁾について、次のように評している。「彼（スクリヤーロフのこと—筆者）は『ツアリーズムの移住政策は、ヨーロッパ・ロシアでも、シベリアでも、農民の状態をさらに悪化させた』と考えている。このとき彼は、自分のモノグラフで用いた実際資料がこのような結論と矛盾しているのにもかかわらず、V.I.レーニンの著作だけを引用しているのである」²⁰⁾。ソ連崩壊以降は、そのようなイデオロギー的制約から解き放たれ、新たな視点から帝政期のシベリア移住および移住政策について論じる研究が出てきている²¹⁾。

その一つ、N. N. ロジギナの学位論文「19世紀後半のロシア人の社会意識におけるシベリア移住」(1997年) は、1861年から1896年までの時期を対象として、農民、貴族、官僚、商人、インテリゲンツィアといった階層ごとの、移住に対する意識を分析するものである。その中で、移住政策が策定される過程の議論についても検証されている。

ロジギナによると、この頃の政府内には自由主義改革派と保守派の二つの立場があり、移住政策に関する二つの陣営が対立していた。「自由主義改革派は、ロシアの将来を東方辺境の経済的・文化的興隆に結びつけて考えており、広大なシベリア諸県への移住規模を拡大することによって、中央部ロシアの農業危機が緩和されることを期待していた。保守派は、農民移住が経済的・社会的大変動をもたらし、安価な労働力がヨーロッパ・ロシアから流出してしまうことになるのではないかと危惧していた」²²⁾。そしてその両派の対立による政府の内政方針の変化が、移住問題に関する意志決定にも影響を及ぼし、その結果、移住政策は「経済的に有害な現象として農民移住を禁止することから、開拓されつつある辺境地域への移住を計画的に組織化することまで」²³⁾ 進化することになった。

ロジギナが「移住問題の解決は、政府の農業政策プログラムにおける重要な項目の一つとして提起された」²⁴⁾ と述べているように、移住政策はあくまでも農業政策全体の中に位置づけて考えなければならない。この時期、「近代ロシア国家が農業政策体制を構築」²⁵⁾ し推進していく過程は、中川雄二の『近代ロシア農業政策史研究』(2001年) の中で明らかにされている。ここでは、キセリョフ改革以降の農業政策、とりわけ1893年3月21日の農業・国有財産省の設

立と、そこに至る1880年代の準備、1902年に始まる農業政策の方向転換と、ストルイピン改革への急展開が扱われている。中川は、1861年の農奴解放によって国民と国土を直接管理下においていたロシア国家が「体制として農業の展開に介入を始め」ることになり、「国家的規模での農業発展方向に農民が従属化に置かれる道筋が拓かれた」²⁶⁾と述べている。「1870年代以来、深刻化する農業問題は、やがて農業発展に向けた国家介入という共通の問題意識を1880年代の国家、地方農業機関および農業振興団体に醸成し、農業政策を受け皿に国家的結集として農業政策体制を成立させた」。そしてこのことは、「農業再編の名の下に國家が描く農業ビジョンに農業生産者を組み入れることを意味」²⁷⁾していた。

農業政策の一部を成す移住政策にも同様のことが言える。まず第一に、政府が農業問題に介入する必要性を感じたのは深刻化する農業問題を解決するため、すなわち、農村経済を立て直し、農民層の生活水準を向上させるためだったように、移住政策の最終的な目的もまた、農民層の生活水準を向上させ、農業問題を解決し、国家の財政基盤を安定させることにあった。第二に、農業政策体制全体がそうであるように、移住政策の基本的な考え方もまた、移住を許可制にすることで、移住農民を政府が統制し従属させようとする試みに他ならない。そして第三に、1880年代末に確立し、90年代は試行錯誤を繰り返しながら維持されてきた移住政策の基本方針は、1902年以降、農業政策全体の方向転換にあわせるように、転換を余儀なくされた。

2 1880年代

1880年代は、統制を前提とした移住支援策の基本方針が確立された時期である。1870年代以降、農民の自由移住に対して政府が何らかの支援と統制をするべきであるという声が高まり、1881年7月10日付で「農民移住のための臨時規則」が出され、さらなる議論の末に1889年7月13日付の移住法が定められた。この頃は、移住者を送り出している地域も(1)人口密度が高く、(2)純粋な農業県で副業が未発達、(3)主に黒土地帯²⁸⁾という3つの条件を兼ね備えた県にほぼ限られており²⁹⁾、また、徐々に増加しつつあるとはいえ、1890年代や1900年以降と比べればまだ移住者の絶対数が少なかった（グラフ1参照）。移住に対する関心も芽生えて間もない頃であり、政府や地方行政当局の関係者たちの間でもまだ、移住問題の本当の困難は理解されておらず、移住が中央部ロシアの農業問題解決の有効な手段であると広く信じられ、政府の統制によって無秩序な大量移住の発生が抑制されると考えられていた。

このような安易な認識は、移住規則制定を求める声の中にも現れている。例えば、1881年3月23日付でヴラジーミル県知事から内務大臣に宛てた文書によると、ヴラジーミル県ゼムストヴォ議会では、その前年1880年12月13日に「農民の土地が不足していて質も悪いことから発生する経済的に有害な結果を予防するために、移住して他の共同体へ編入する条件を緩和することについて請願すること」について決議している³⁰⁾。同様の決議は、1881年1月21日付で

ヴォロネジ県知事からも内務省に提出されている³¹⁾。クルスク県知事も、皇帝への報告の中で、現在農民が置かれている厳しい状況と、それをもたらした原因について述べた上で、次のように書いている。「将来さらに深刻な困難を引き起こしかねないこれらの原因を取り除くには、移住の正しい組織化によって大至急人口密度を下げること、そして農民に利用可能な貸付制度を実現することが不可欠である」³²⁾。

そのような声を受けて定められた1881年臨時規則は、内務大臣と国有財産大臣の許可を得た者だけに移住を認めるものである。しかも「経済状態がそれを余儀なくさせている」と認定された場合に限って許可が与えられた。許可を得て移住した者は、諸義務や未納金の支払いが猶予され、1登録農あたり8デシャチナ³³⁾を上限とする国有地を6~12年間利用することができた³⁴⁾。ところが、この臨時規則には「重要な特典は何も含まれていなかったのにもかかわらず」³⁵⁾、大量の農民移住が自然発生的に盛り上がることを恐れた政府は、規則自体を公表しなかつた³⁶⁾。

そしてこの臨時規則が作られた直後から、移住支援の法制化に向けた議論が始まられた。1882年8月12日には、農民の自由移住および移住政策に関する11の質問項目からなる意見聴取の通達が、内務大臣から各県知事宛てに送られている³⁷⁾。これに対する県知事たちの回答から、1880年代初頭の地方行政当局が移住をどのように考えていたのか、うかがい知ることができる³⁸⁾。

移住者を多く送り出している地域の県知事のほとんどは、移住は経済的な困難から発生するものであり、移住こそが農民の生活状態を改善する有効な手段であると考えている。例えば、大多数の農民がもっぱら農作業で生計をたてているタンボフ県の知事は、「主に元領主農民の移住は、まさしく経済状態によって引き起こされたものであり、現在大多数の農民が陥っている極端な土地不足の状況を部分的に解消することによって、農民層全体の生活状態を改善するのに良い結果をもたらすだろう」³⁹⁾と述べている。オリヨール県知事の意見では、「移住を止めるとしたら、農業の水準を向上させるか、あるいは地元に工場生産か、もしくは少なくとも現在はほとんど発達していないクスターイ工業を興すかしかない。それができない以上、苦しい経済状態から農民を救い出す唯一の方法として残されているのは、厳しくコントロールされた移住を組織化することである」⁴⁰⁾。カザン県知事も、「生活環境が改善されれば、移住の必要性も下がるかもしれない」が、今のところは「移住だけが、移住者はもとより地元に残った農民の生活環境を改善するのに役立ち得る」⁴¹⁾と述べている。

それに対して、移住の限界を見抜く者もいた。ハリコフ県知事は、過剰人口の一部を移住させることは望ましいことであると認めながらも、「だからといって、移住はすべての万能策であるとみなされてはならない。土地を必要としているすべての大衆を移住させることは、おそらくできない。なぜなら1861年以降の人口増加分だけで、約200,000人と計算されるからであ

る」⁴²⁾ と述べている。またクルスク県知事も、「移住だけでは農民の経済状態を改善させることはできない。移住を容易にするような措置以外にも、農民の生活状態を改善させるような全般的な措置も講じなければならない」⁴³⁾ としている。ただし、これは少数意見であった。

「土地不足」を解消して農村経済の状態を改善するためには、移住以外に方法はないと考えている県知事たちは、ほぼ例外なく、「経済状況の思わしくない側面を排除するために、移住を統制する何らかの措置をとること」⁴⁴⁾ が緊急に必要であり、「政府が移住に対して援助を行うことは望ましい」⁴⁵⁾ と認識している。その一方で、移住支援の法制化には慎重な意見も出ている。例えば、ペンザ県知事のように、「移住を容易にするような法律は、農民の間に強い動搖を引き起こす」⁴⁶⁾ と考える者もいた。

他にも、移住支援法が出されることによって、「移住する権利を全く持たない者ばかりでなく、経済状態からして移住する必要性など何もない者まで」⁴⁷⁾ 大量に移住してしまうのではないか、という危惧を表明する者もあり、また「もっとも貧しい住民を」国有地へ移住させる規則を法律によって緊急に定める必要がある⁴⁸⁾ という者、あるいは率直に「現在は経済状態が比較的良い者が移住しているので、政府の支援がまさしく移住を必要としている者、つまり最も貧しい者のために移住の可能性を開いてくれる」⁴⁹⁾ ことを期待する意見もあった。これらの意見は「貧しい農民が移住して、生活力のある農民には残って欲しい」ということであり、入植のことなど考えていない、移住者の送り出し元地域を統轄する立場だから見た身勝手な発想であるとも言えよう。

以上のような県知事たちの意見を総合すると、1880年代前半の移住に対する為政者側の認識として、およそ次のような結論が得られるだろう。

この時期、移住者を送り出していたのは、既に述べたように、中央農業地域や小ロシアなど一部の限られた地域であった。「土地不足」や「過剰人口」による経済状態の悪化が、移住を引き起こす原因であると考えられていた。移住だけでは農業問題の根本的な解決にはならないという認識をこの頃からもっていた者は少数で、大多数の者は、「土地不足」問題を解決するには過剰人口を移住させる他に道はなく、移住こそが農村経済立て直しの切り札であると考えていた。そのため何らかの移住支援策を講じる必要があると認めつつも、その一方で支援策が農民の移住志向を過度に刺激し、無秩序状態を引き起こすのではないかという不安を抱く者もあり、政府が移住を統制しなければならないという点で意見は一致していた。

以上のような認識は、1889年7月13日の移住法「農民と町人の国有地への自由移住について、および過去に移住した農民と町人の登録規則について」⁵⁰⁾ にも反映されている。この移住法は、1904年6月6日に新たな移住法が制定されるまでの15年間、移住政策の基本方針となったものである。

1889年移住法では、1881年の臨時規則同様、移住は「予め内務大臣と国有財産大臣の許可

を得た場合に限って」許可された。移住許可申請は、まず現住地の県知事宛に提出することになっていた。県知事は、請願者の経済状態に関するデータと県庁による決定を添えて、それを内務省に送らなければならなかった。そして内務大臣は、国有財産大臣と協議した上で決定を下すことになっていた。さらに、この許可を得ずに移住した者は、出身地へ強制送還されることが定められていた。ただし、この法律よりも前に無許可で移住してきた者については、この機会に正式な入植者として登録される規程も定められていた。

このような煩雑な手続きを経て、正式な許可を得た移住者には、移住を容易にする様々な特典が与えられることになっていた。

移住許可を得たものは、移住にあたって、これまで所属していた共同体からの脱退決議を得る必要はなくなった。それまでに買い戻しが完了しなかった分与地は、未納金も一緒に共同体が引き受けことになった。そしてヨーロッパ・ロシアの国有地に移住した者は、まずは6～12年の期限で賃借し、その後はその地域の元国有地農民と同じ条件で無期限の用益権を保持することができた。シベリアの国有地に移住した者は、ただちに恒常的な（無期限の）用益権が与えられた。さらに税や賃借料など国庫への支払いは、ヨーロッパ・ロシアの場合で2年間、シベリアの場合は3年間、免除された。そして移住の年に徴兵年齢に達した者も、ヨーロッパ・ロシアで2年間、シベリアで3年間、兵役が猶予された。また移住者は、登録手続きの完了を待つことなく、新しい入植地に到着するとすぐに、食料と播種のための貸付を利用できた。

以上の特典については公表されていたが、その他にも非公開の規程があった。それは、内務・財務・国有財産大臣の合意によって必要であると判断された場合には、さらに特別な援助が移住者に与えられるというものであった。具体的には、目的地までの旅費の補助、移住地で最初に必要なものを整えたり家畜や農具を手に入れたりするための資金の貸付、屋敷地の建築に必要な木材の無償供給であった⁵¹⁾。これらの特別援助規程が非公開とされたのは、おそらくヴィベの指摘通り、「特典に関する情報が、農民の大量流出をもたらすのではないかと恐れた」⁵²⁾ためであろう。

このように、1881年臨時規則は全体が非公開だったのに対して、この1889年移住法は、上記のような一部の規程を除いて公表された。それは、一つには、移住許可を受ければ得られる利益を示すことによって、「新天地へ移住しようとする者に合法的な道を選ばせ、無許可移住を減少させる」⁵³⁾という期待があり、もう一つには、「政府の役割についての誇張された噂を農民たちの間に広めかねないような、不正確で不完全な情報が流れる」⁵⁴⁾のを防ぐ目的もあった。

この移住法は、政府が農民の自由移住を統制するものである。移住希望者の移住申請理由が適切かどうかは、内務大臣と国有財産大臣が判断することになっていた。正式な許可を得た移住者には支援や特典を与える反面、無許可移住者は強制送還されることになっていた。そして、

条文の一部を非公開に、残りを公開とすることによって、大量移住の発生を防ぐとともに、許可を得て移住する方が得であると農民に知らしめ、無許可移住を防止しようとした。

しかしながら、農民移住を統制しようとする政府の目論見は、すぐさま計算違いに直面した。移住を申請してから許可が下りるまで時間がかかりすぎたこともあって、無許可移住は一向になくならなかった。1890年9月15日には、許可移住者には鉄道割引運賃が適用されることが決まる⁵⁵⁾など、合法的な移住者に対する支援がさらに手厚くなったのにもかかわらず、入植に失敗して故郷に引き返す移住者も跡を絶たなかった。さらに、増加する移住者に対応した入植地の準備が間に合わないという事態まで発生した。

こうして政府は、移住法制定直後から、移住統制政策の根幹を揺るがしかねないこれらの「計算違い」に、緊急に対応しなければならなくなってしまったのである。

3 1890年代

1889年移住法が制定され、鉄道割引運賃が適用されるようになった直後の1891年、ヨーロッパ・ロシアを襲った飢饉の影響もあって、シベリアへの移住者数はその前年の二倍に増加した。このような急激な増加は、たちまち現地での混乱を引き起こした。そこで1892年3月6日、内務大臣は「新しく移住してくる者を入植させる土地区画の準備が間に合わないことを理由に、シベリア移住許可を与えることを中止するよう」⁵⁶⁾各県知事に通達を出している。

その同じ通達の中で、内務大臣は国内旅券発給についても厳重に監視するように指示している。それは、本来ならば出稼ぎや巡礼などのために、一時的に村を離れる際に与えられるはずの旅券を使って、そのまま無許可で移住する者が続出していたからである。同年7月20日にも同様の通達が再び出され、「内務大臣は、無許可移住を断つよう、県知事たちにあらためて要請した」⁵⁷⁾。

しかしながら、無許可移住はシベリア植民初期の頃から続く現象でもあり⁵⁸⁾、大臣の通達や法律で簡単に統制できるようなものではなかった。統制したくとも統制しきれない無許可移住者への対応に、政府は苦慮していた。結論から言うと、法律の規定よりも現実の方が優先される結果となってしまった。

既に移住してしまった無許可移住者は、1889年の移住法の時点で一度正式に入植・登録されているが、法律では、その後に到着した無許可移住者は強制送還されることになっていた。ところが実際には、ウラルを越えてシベリアへ入ってしまった移住者を強制送還する措置がとられることはなかった⁵⁹⁾。

「1892年3月、シベリアへ出張した元老院議員ゴリツィンが国有財産大臣に伝えたところによると、彼はトボリスク県で夥しい数の無許可移住者を目撃したが、彼らは新しい土地に入植することもできず、故郷へ戻る資金もなく『窮状に陥って』いた。ゴリツィンは、移住法の規

定を遵守して、彼らを飢餓のヨーロッパ・ロシアへ強制送還するのは『きわめて不都合である』と考えていた。同様の情報は、シベリアの他の地域からも内務省および国有財産省に寄せられた⁶⁰⁾。そこで、1892年1月1日までに西シベリアに到着した無許可移住者を、1889年移住法に基づいて国有地に入植させることが、同年4月23日付で皇帝によって認められた⁶¹⁾。ところがすぐさま「1月1日以降に来た者はどうするか」という問題が発生し⁶²⁾、再度1892年10月22日に、年内に到着した全ての無許可移住者に国有地を割り当て、新しい入植地に登録し、1889年の移住法で定められた特典を与えることが認められた⁶³⁾。同様の決定は、1893年、1894年、1895年にも下されている⁶⁴⁾。

そして1896年4月15日付「農民と町人の自由移住に関する現行法の若干の変更」⁶⁵⁾において、無許可移住者の入植が法的に認められた。彼らは、内務省管轄下の土地区画に空きがある場合のみ入植が認められたが、許可移住者が享受していた兵役猶予の特典は与えられず、これまでの未納金も、10年以内の支払い猶予が与えられているとはいえ、新天地へ引き継がなければならなかった。それでも4月27日には、後述の「定められた許可を得て移住した困窮家族に対する政府援助についての臨時規則」が彼らにも適用されることが決定した。この決定は「事実上、正式な許可を得てシベリアへ来た移住者と、無許可移住者をほとんど等しいものとした」⁶⁶⁾のである。

この4月15日の法律では、もう一つ重要なことが定められた。無許可移住が一向に減らないことの理由の一つが、申請してから許可が下りるまで時間がかかりすぎることだと考えられていた⁶⁷⁾。そこでこの法律によって、移住許可を与える業務の全体的指導および監督の権限が、内務省に集中することになった。さらに内務省は、内務省自らが移住許可を出すことも、その権限を地方行政機関に委譲することもできることになった。1889年移住法と比べて、移住許可を得るための手続きが簡素化されることになり、「農民が許可を得るのが著しく早まり容易になった」⁶⁸⁾のである。そして1896年12月2日には、内務省の中に移住局が設置された⁶⁹⁾。

その一方で、入植環境の整備も進められていた。1892年11月にシベリア鉄道委員会が設立され、翌93年3月にはそこに「準備委員会」が設置された。この委員会は、その名のとおり、シベリア鉄道敷設およびそれに関連する事業を取り扱うものであるが、鉄道敷設と移住は密接に関連した問題であり、以後シベリア鉄道委員会および準備委員会は、移住政策の策定に深く関与することになる。「『準備委員会』は、移住環境の整備に関するすべての措置、およびそれに関連する問題を検討することを課題としており、その中で委員会はシベリアの経済生活に関する多くの問題を判断し検討しなければならなかつた」⁷⁰⁾。

1893年6月13日には、「シベリア鉄道沿線に入植区画や予備区画を作るための臨時規則」と「トボリスク県とトムスク県の農民間題所轄機関の所轄担当を拡大することに関する臨時決議」が出された。ここで初めて、移住者に割り当てる耕作適地を男性1人あたり15デシヤチナとす

る基準が設定された⁷¹⁾。それまで1889年移住法では、「農業の条件とその地域の土壌の生産性を考慮して決められた面積」としか定められていなかったのである。

1894年にはいると、3月1日付でさらなる鉄道運賃割引率が適用されることになり⁷²⁾、6月5日には「定められた許可を得て移住した困窮世帯に対する政府援助についての臨時規則」が出されるなど、移住者への支援策の充実が図られていた。この臨時規則では、「旅費の貸付（最高70ルーブリ）、経営の立ち上げと家作りのための貸付（最高100ルーブリ）、播種と食料の援助、そして国有林から木材を新規入植者に無償で供給すること」⁷³⁾が定められていた。有効期間は2年間となっていたが、2年後の1896年3月15日付で、さらに3年間延長されることが決まった⁷⁴⁾。前述のように、1896年4月15日には現行移住法の変更が定められたが、そこにも移住者本人の入植地への移動、および移住者を代表する「先乗り」の往復のために、鉄道割引運賃が適用されることが明言されている。

以上のような移住支援策の結果、1895年12月にはシベリア鉄道がクラスノヤルスクまで開通したことによって、その年の移住者数は前年比二倍を記録し、1896年はさらに増加した。しかし、このような移住者の急増は、次なる難問の発生を促した。それが、移住人口の急激な増加による入植環境の急速な悪化と、入植に失敗して故郷へ引き返す移住者の増加という問題である。1896年春から夏の間に政府の移住政策が再び移住制限の方向へ転換し、「1896年夏には既に内務省は、新しく移住許可を出すのを中止するよう命令を出した」⁷⁵⁾のは、まさしくそれが原因であった。

移住者の引き返しについては、早くも1886年には、S. ポノマリヨフが「ごく最近、引き返してくる移住者という全く新しい問題が出てきた」⁷⁶⁾と注目している。彼は、オレンブルグ県で実施した調査結果に基づいて、引き返す者の割合は移住者の10～20%を占めると述べているが⁷⁷⁾、1896年にもやはりその割合は約10%と推計されている⁷⁸⁾。「準備委員会」の委員長を務めるシベリア鉄道委員会事務長 A. N. クロムジンの考えでは、移住者の引き返しが発生するのは、「様々な理由があるが、主に農民の間にシベリアへ行くのが得であるという噂が広まった影響で、物理的にも精神的にも移住に耐えられる力のない、実際に移住できる状態にない者が移住している」⁷⁹⁾からであった。

クロムジンは、噂に惑わされた農民が、シベリアのことをほとんど何も知らないまま移住してしまうことが問題であると考えていた。「ある程度の移住者は、自分たちがどこに向かっているのか、何らかの方法によって知った上で、意識的にシベリアへ向かっているとしても、それよりさらに多くの移住者が噂を頼りに出発しており、シベリアで何が自分たちを待ち受けているのか、おそらくあまり理解していない」⁸⁰⁾。政府援助についても誇張された噂が広まっていた。「『1世帯に100ルーブリ、それから馬2頭と雌牛1頭と家を建てるための木材200本も与えられる』。移住者のために国が準備した家について、彼らのために完了したあらゆる穀物の

播種について、無料の食料について、シベリアには税金がないことなどについて、噂が広まっている」⁸¹⁾。言うまでもないことだが、もちろんこの噂は事実ではない。

クロムジンが問題視したのは噂だけではない。「民衆の間に流布し、文字があまりよく読めない者でさえ読めるような『読本』が、「シベリアの広々とした自由と、そこに移住した者の豊かな生活について特に生き生きと鮮やかに描写」⁸²⁾ しており、それが結果的に「流布している噂を、よりによって、農村ではことのほか信用されている活字によって裏付けることになるので、非常に有害である」⁸³⁾ と指摘している。このとき彼が具体的にやり玉に挙げているのは、たまたま移住者から手に入れた、『シベリアと移住者』(1892年) という読み物であった。これは、シベリアに関する情報を移住者に提供しようという意図によるものではあるのだが、読者にシベリア移住への過度な期待を抱かせるような記述も含まれている。「シベリアにはまだ農業経営に適した良い土地がたくさんあって、六千万人でも入植できそうだと言われているくらいなので、ここでは皆にとって広々としていて、自分と家族を養い、税を支払うのにも十分に余りある穀物が収穫できて、不作や何らかの厄災が起きたときのための備蓄用にも回せるくらいである」⁸⁴⁾。「概して言えるのは、移住者はかなり早い時期に新天地での生活を軌道に乗せ、もしも特別な障害にぶつからずに済めば、ロシアにいたらおそらくいつになんでも達することはないような生活水準まで、数年間のうちに到達する」⁸⁵⁾。いかにも、苦しい者が藁をもすがる思いで信じたくなりそうな話である⁸⁶⁾。

こうして政府は、移住者の急激な増加を抑制し、それによって入植に失敗して引き返す移住者の数も減らすためには、故郷を離れる前の段階で、移住先について農民に正しい情報を与えることが重要であることに気づくことになる。

そこで1896年12月7日、次のような措置をとることが皇帝の承認を受けた⁸⁷⁾。

まず第一に、シベリア移住熱を煽るような噂や読本の流布に対抗するべく、政府自身が積極的に情報提供に乗り出すことになった。そこで、シベリア移住を希望する農民に、移住の現実と本質についてできるだけ詳しい情報を提供するために、内務大臣は即刻あらゆる措置を講じなければならないと定められた。その一環として、『シベリア移住者のためのルート案内』⁸⁸⁾『シベリア移住』⁸⁹⁾ という2冊の小冊子が出版された。前者には、ヨーロッパ・ロシア各地から移住先までの鉄道料金表が掲載されている。後者の著者は、クロムジン本人であった。全体で16頁しかない小さな本であるが、シベリアでの農業経営のことや政府から受けられる援助のことなど、移住者の心得として最小限必要な情報を提供しようとするものである。営利目的ではないので、全文を各新聞にも掲載するよう手配がなされた⁹⁰⁾。いかにも政府の働きかけで冊子を普及させようとしているのが露骨になると、「そこに書かれている情報に対する不信感を植え付けかねない」⁹¹⁾ という配慮から、無料配布ではなく、1.5コペイカの廉価で販売することになった。最初に20万部印刷され、各地のゼムストヴォ、学校、鉄道駅などに送られた⁹²⁾。同

様の書物は、その後も継続的に移住局から出版されている⁹³⁾。

第二に、無許可移住者の処遇を再度厳しくすることになった。前述の1896年4月27日の決定、すなわち「定められた許可を得て移住した困窮家族に対する政府援助についての臨時規則」を無許可移住者にも適用するという措置が変更されたので、無許可移住者は旅費の貸付を受ける権利を失った。さらに「この中途半端な措置では不十分だということが明らかになり、1897年内務省は、無許可移住者にシベリアの国有地区画を割り当てるなどを、開拓の困難な針葉樹林帯とタイガ地帯を例外として、厳禁とした」⁹⁴⁾。

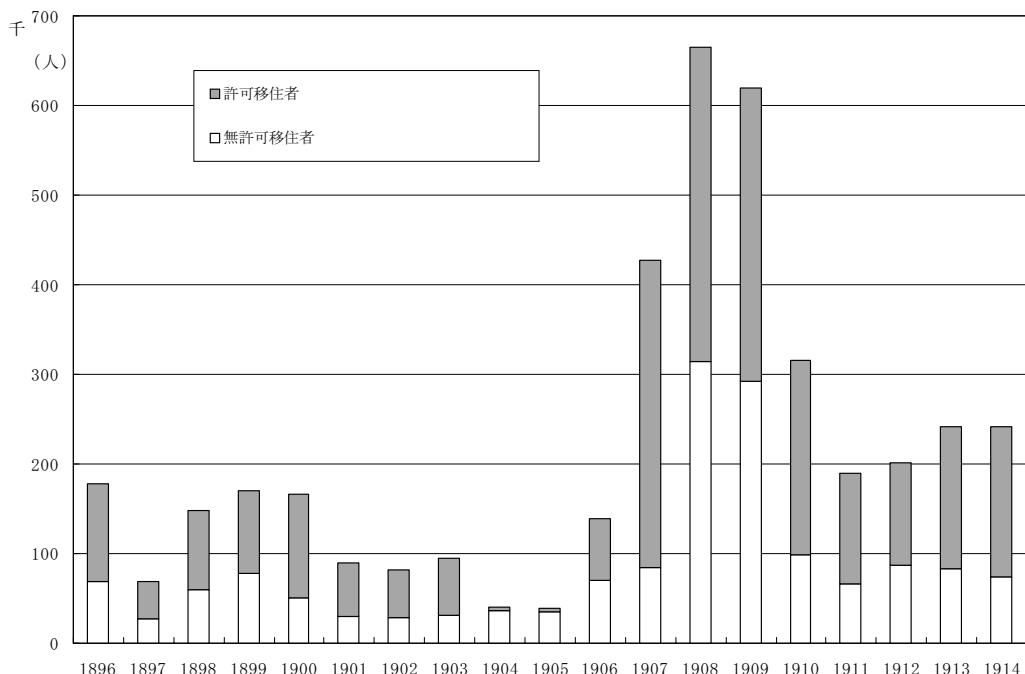
第三に、入植に失敗した無許可移住者が故郷へ戻るのを支援することになった。内務大臣と財務大臣は、相互の合意によって、困窮した無許可移住者がシベリアからヨーロッパ・ロシアへ戻る際に、無料で鉄道を利用させる措置を、試験的に1年間設定するよう手配しなければならないとされた。この措置は毎年更新されたが、反対意見もあった。例えば、財務大臣 S. Yu. ヴィッテは1900年に、(1)毎年更新されるこの措置は、いくら公表されていないとはいえ、無許可移住者の増加につながりかねない、(2)1898年に移住者割引運賃がさらに引き下げられているのだから、故郷へ戻る無許可移住者にもそれを適用すれば十分である、として、以後この措置を継続することに反対している⁹⁵⁾。それに対して、(1)この措置はあくまでも無許可移住をなくすための方策の一つであり、実際問題として、困窮した無許可移住者を警察の協力を得て強制送還するのも、そのままシベリアにとどまらせておくのも、どちらも望ましくない、(2)シベリアへの移住者を下ろしてヨーロッパ・ロシア方面へ戻る列車の車両はほとんど空なので、そこに何百人か無料で乗車させたところで、ほとんど経費はかかるない⁹⁶⁾、という現実的な判断から、この措置は継続されたのである。

第四に、個々の世帯から先乗りを派遣し、実際に移住する前に入植予定地を選定し登録することが認められるようになった。先乗りには証明書が交付され、鉄道での往復には移住者割引運賃が適用され、しかも旅費の貸付を受けることもできた。これ以降、「予め先乗りを派遣することが、移住許可を与えられるための必須条件となった」⁹⁷⁾のである。

以上の措置がとられた目的は、移住統制を健全化すること、つまり入植に失敗して引き返さなくても済むように、最初からそれなりの覚悟と能力を備えた農民だけを移住させるようにすること、そして無許可移住をなくすことであった。しかしそれを政府が統制するのは無理であることは既に明らかだったともいえる。政府がどのような措置を講じようとも、無許可移住も引き返しも実際にはなくならず（グラフ2、グラフ3参照）、結局のところ現実的対応を取らざるを得なかつたのである。

移住者が一度入植した地を離れる場合は、さらに他の土地に移住するにせよ故郷に戻るにせよ、本来ならば移動の手続きをしなければならないことになっていた。しかし実際には勝手に立ち去ってしまう場合が多かった。そこで、このような場合に対応する措置も定めなければな

グラフ2 全移住者中に占める無許可移住者（1896～1914）



Итоги переселенческого движения за время с 1896 по 1909 (включительно). СПб., 1910. С. 44; Итоги переселенческого движения за время с 1910 по 1914 (включительно). Пг., 1916. С. 44 より作成。

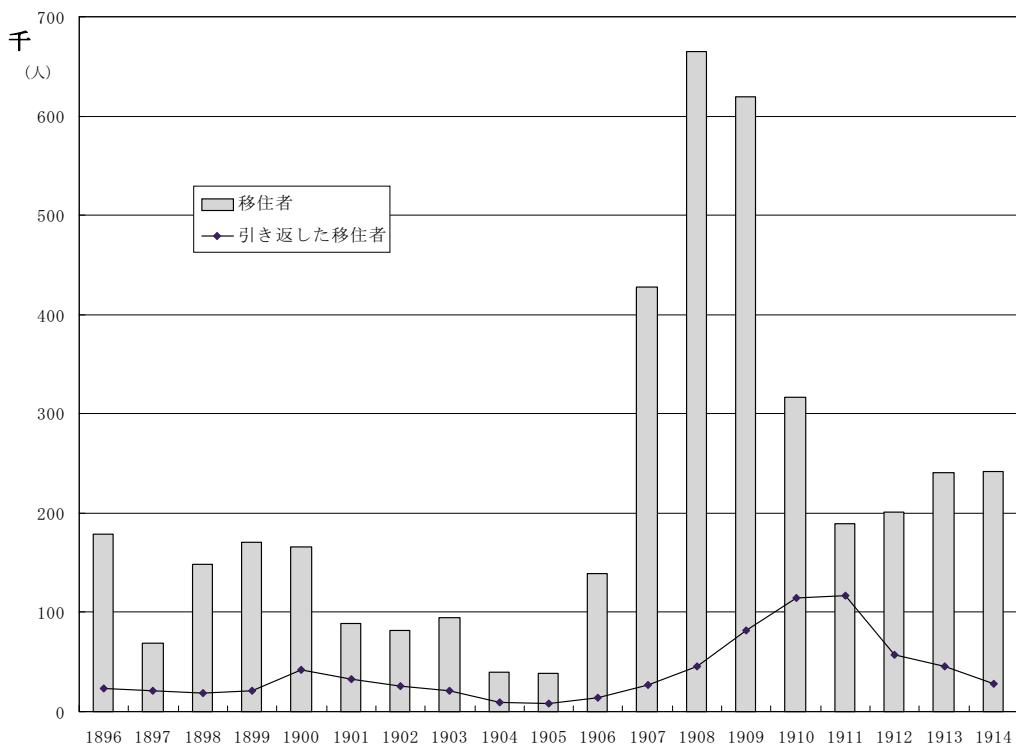
らないことになった。

1897年4月12日、「移住者が新しく入植した土地から無許可で立ち去る問題について」⁹⁸⁾の規程が定められた。それによると、入植地に登録された後に無許可でその土地を離れた移住者には、原則として他の国有地が分与されることになっていた。無許可で放棄された入植地は、入植者が立ち去った日から数えて3年の期限が経過した後で、新たな移住者のための入植地となつた。そして無許可で立ち去った者が所在不明の場合、放棄された分与地に課せられていた未納金の徴収は一時的に差し止められ、やはり3年後に免責とされることになった。

そして移住者の引き返し問題で最も重要なことは、故郷に戻った後の生活が成り立つよう配慮しなければならないというところにあった。この場合、おそらく移住する前よりもその農民の経済状態は悪化していたと考えられるだけに、難しい問題であった。この問題に対処するために政府が定めた措置としては、1899年6月29日に裁可されたものが挙げられる。

これは、まず第一に入植登録地からの脱退手続きの簡素化を定めている。すなわち、1876

グラフ3 移住者の引き返し（1896～1914）



Итоги переселенческого движения за время с 1896 по 1909 (включительно). СПб., 1910. С. 44-45; Итоги переселенческого движения за время с 1910 по 1914 (включительно). Пг., 1916. С. 44-45 より作成。

年の農民一般規程で定められた共同体からの脱退手続きの規程に従わなくても、脱退証明が交付されることになった。その際、脱退から6ヶ月以内に、移住前に所属していた村団から受入決議を受けなければならないことになっていたが、それができない場合はその郷へ登録されると定められた⁹⁹⁾。

以上のように、1889年の移住法制定から1904年の新たな移住法までの間には、移住統制策に関連する通達や臨時規則や現行法への変更などが、相次いで出されている。それを見る限り、政府の方針がめまぐるしく変わり、いかにも場当たり的であるような印象を受けるかもしれない。だがこれは、シベリア移住が本格化するにつれて移住問題の予想以上の困難に直面した政府が、政府による移住統制という基本方針を堅持しつつ、それでも統制しきれない農民の移住行動に対しては、現実的に対応せざるを得なかった、という矛盾がもたらした結果であるともいえる。政府は、無許可移住や移住者の引き返しなど、統制したくともしきれない現象を、それでも統制しようと試みるような措置を次々と繰り出していた。その際、法律を厳密に適用

すれば移住者の生活を零落させることが明らかな場合は、いわば「超法規的措置」で現状を追認することが多かった。これは、移住政策も含めた政府の農業政策全体が最終的に目指したのは、農民を統制することよりはむしろ、農業問題を解決することにあったということを考えてみれば、当然かもしれない。シベリア移住政策は「土地不足」を解消し農村経済を立て直すための手段として推進されてきたのであり、「統制」自体が自己目的化して移住者の生活を犠牲にすることは望ましくないとの判断が働いたのであろう。

4 1900年代

政府が意図的に移住者を零落させようとしたわけでは決してないはずなのだが、皮肉なことに、移住支援策が充実するのに反比例するかのように、シベリアにおける入植環境は悪化していった。1906年にA. A. カウフマンは次のように書いている。「今から12～15年前、移住の組織化は今の何倍もお粗末だった、というよりも、正確に言えばそのようなものは全く存在しなかったのだが、移住の結果は今よりずっと良かった」¹⁰⁰⁾。

そのような事態を招いたのは、移住政策が不備だったからだとも言えるが、やはり一番の原因是、シベリアへの入植者が急増したことにある。いくらシベリアが広大であるとはいっても、ヨーロッパ・ロシアの黒土地帯出身の農民が適応しやすい気候や土壤に恵まれた地域は限られていた。言うまでもないことだが、そのような地域から先に入植が進むので、移住があとになればなるほど、入植条件は厳しくなる。「80年代末から90年代初め頃まではまだ、移住者は、広い土地のある古参住民の村か、あるいは西シベリアのより良い場所、もしくは自然条件の良いキルギス北部の移住区画に、簡単かつ安価に入植できた。今では古参住民の村も一杯になってしまったので、古参住民は受け入れ決議書を全く出さないか、あるいはそのために法外に高い支払いを要求してくる」¹⁰¹⁾。国有地を分与されず、入植直後の必要経費の貸付も受けられない無許可移住者にとっては、古参住民の村へ受け入れてもらえるかどうかは、特に重要なことだった。

無許可移住者のみならず、許可移住者にとっても、入植地を見つけるのが難しくなっていた。「1890年代中頃には、半分以上の先乗りがシベリアにちょうど良い土地を見つけた。1896年から99年頃になると、それに成功するのは既にたったの3人に1人になっていた。そして1899年から1902年には、4人中3人から5人中4人までもが、何の成果もなく故郷に戻っている」¹⁰²⁾。

入植先を見つける困難ばかりではない。移住直後の入植者は通常、古参住民などに雇われて働き、当座の生活費や経営を立ち上げるための資金を稼いでいたが、移住者が急増すると「賃金労働の条件も、食料品と必需品の値段も、移住者にとって不利な方向へ変化」¹⁰³⁾した。つまり労働賃金が下がり、生活必需品の値段が上昇し、移住者が新たに経営を立ち上げるのが一層困難になってしまったのである。

こうして、移住者が増えれば増えるほど、予想以上に厳しいシベリアの自然条件に驚いて即座に故郷へ戻る者や、入植に失敗して引き返す者も増えていった。「1880年代から90年代初めにはまだ、引き返す者はせいぜい3～4%だった。1894年から1898年までの5年間では既に13.8%，すなわち約7人に1人が引き返し、1899年から1903年までの5年間では18.8%，すなわち全移住者の5人に1人が引き返した」¹⁰⁴⁾。

1902年1月22日に、ヴィッテを議長とする「農業の必要事項に関する特別審議会」が設置され、農業政策の方向転換が始まった¹⁰⁵⁾。農業政策全体の方向性が「農業改良を軸とする農業政策」から「土地改革を軸に個別農業経営体の形成による農民の農業経営再編を目的とする農業政策」¹⁰⁶⁾へと切り替わり、それに伴って移住政策も変更されることになる。

「移住に対する政府内の見方は次第に変化していた。既に1902年に、ヴィッテはシベリア移住に関する皇帝への報告の中で、植民の意義を考慮するのと同時に、農村部の人口を希薄にするためにも、移住を組織化するための資金を惜しまないよう勧告している」¹⁰⁷⁾。そこで1903年6月25日には「シベリア（アルタイ地方を除く）とステップ総督府への移住者に対する政府からの援助に関する臨時規則」¹⁰⁸⁾が出され、許可移住者に対する旅費の貸付、経営を立ち上げる資金の貸付、建築用木材の無償提供のそれぞれの上限と、その返済方法が具体的に明示された。

それによると、旅費の貸付は、移住者一世帯あたり50ルーブリ、沿海地方総督府に入植する世帯には100ルーブリ、先乗りに対しては一人あたり10ルーブリが上限とされた。経営を立ち上げるための貸付上限額は、沿海地方は150ルーブリ、その他の地方に入植した場合は100ルーブリだった。そして家を建てるために一軒あたり建築用材200本と細木50本ずつ、風呂場用として20本ずつ、穀物置き場と穀物乾燥場のために60本ずつを上限として、国有林から無償で供給されることが定められた。貸付金の返済は、5年間の猶予期間が過ぎた後、10年間で返済することになっていた。ただし特別な理由がある場合は、返済はさらに10年を限度に延長されることができた。

ただし、これらの政府支援を受けることができたのは、やはり許可移住者のみであった。許可移住者の中で特に困窮した者に限り、提供されたのである。

1904年6月6日付で制定された新しい移住法¹⁰⁹⁾は、それまでの法律や規則と異なり、「移住の自由を定めたもの」¹¹⁰⁾ということになっている。ただしそれは、無許可移住者については何も書かれていないという意味にすぎない。

この法律の規定でもやはり、「入植地として分与される国有地に移住し、その際に政府からの支援を受けることを希望する者」は、所定の申請手続きをしなければならなかった。鉄道割引運賃の適用、5年間の税支払い免除（およびさらに5年間の半額免除）、18歳以上男子に対する3年間の徴兵猶予の特典を与えられ、さらに旅費貸付、経営立ち上げ資金の貸付、木材の無

償供給といった支援を受けることができたのも、手続きをした者だけだった。それをしない者（すなわち無許可移住者）には土地も援助も与えられないという点では、従来と実質的に何ら変わらなかった。つまり「特典なしの移住は自由」であり「希望する者は誰でも自分の資金で行くことができる」という意味において、「無許可移住は合法化された」¹¹¹⁾のである。

おわりに

シベリア移住は、農村人口の増加がもたらした「土地不足」問題を解決するために有効な手段であると考えられてきた。しかし実際には、人口の自然増加分をすべて移住させるのは所詮無理なことであり、移住だけで「土地不足」が解消されるはずもなかった。そもそも、「土地不足」を一気に解消するほどの大規模な農民移住が発生すること自体、望まれてはいなかった。

政府は、1889年移住法を制定することによって、農民の自発的意志によるシベリア移住を統制しようと試みた。移住希望者には、審査の上で、政府が移住許可を与えた。許可移住者だけに国有地を分与し、様々な特典や援助を提供する一方、無許可移住者には強制送還という脅しをちらつかせることで、農民の「自発的意志」をコントロールし、政府の意向に沿った形でシベリア移住を推進しようと考えていたのである。

ところが現実には、ほとんど何一つ政府の思惑通りにはいかなかった。まず第一に、どのような手段を講じても、無許可移住者は決してなくならなかった。結局のところ政府は、「無許可移住者」というカテゴリーそのものをなくすことしか、無許可移住をなくすことはできなかったのである。政府が農民の「自発的」エネルギーを統制することは不可能だということが、図らずも露呈される結果となった。

そして、政府の移住支援策によって移住者が増え、移住者が増えるにしたがって入植環境が悪化し、入植に失敗してシベリアからヨーロッパ・ロシアへ引き返す移住者も増えるという悪循環も発生した。入植環境の整備が移住者の急増に追いつかないという事態は、ストルイピン改革以後も解消されることはなかった¹¹²⁾。

移住政策が必ずしも政府の望むような成果を上げず、逆に農民の経済生活に悪影響を及ぼしかねないような結果さえもたらしたのは、確かに事実である。それは、移住政策そのものに欠陥があったからだという見方もできるだろう。

だがその際にも、シベリア移住特有の難しさがあったことは、割り引いて考える必要がある。シベリア移住の場合、出発地も目的地も同一国内にあった。1880年代、ヨーロッパ・ロシアの一部の県知事の中には、貧しい農民が移住して自県から出て行ってくれることしか考えていない者もいたように、出発地側と入植地側の利害は必ずしも一致していなかった。カウフマンが「純粋に国外移住だけ、あるいは純粋に入植だけしかないような、他国の移住政策と比較して、我が国の移住政策がより複雑なのは、このことに由来する」¹¹³⁾と述べているように、

帝政末期ロシアのシベリア移住政策（1881～1904）

ロシア政府は、送り出し元の地域のことも入植地のことも、同時に配慮しなければならないという困難な課題を突きつけられていたのである。

帝政末期ロシアのシベリア移住政策（1881～1904）

帝政末期ロシアのシベリア移住政策（1881～1904）